

「平成26年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に 関する意見募集結果について

平成26年3月24日
茨城県保健福祉部生活衛生課
食の安全対策室

県では、「平成26年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関して、平成26年2月17日(月)から平成26年3月18日(火)まで、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度、寄せられた意見の概要及びそれらに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては、取りまとめの都合上、趣旨を要約のうえ、類似の内容を集約させていただいております。また、掲載は本計画の内容と直接関係する部分に限らせていただきましたが、その他の意見についても、今後の施策の参考として承りましたので、ご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも県の食品衛生行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施状況

(1) 募集内容

「平成26年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関するご意見

(2) 募集期間

平成26年2月17日(月)から平成26年3月18日(火)まで

(3) 公表資料

- ①「平成26年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」
- ②「平成26年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)の概要」
- ③参考資料(用語集)

(4) 公表方法

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」
(URL : <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>)

(5) 提出方法

電子メール, ファクシミリ, 郵送

(6) 結果の公表

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」にて公表

(7) ご意見の提出状況

- ①意見提出数 2件(団体2件)
- ②意見等の数 14件

2. ご意見の概要とそれらに対する県の考え方

| 区分 | ご意見の概要 | 県の考え方 |
|----------------|--|---|
| 1 趣旨 | <ul style="list-style-type: none"> ・特になし | |
| 2 監視指導計画の基本的事項 | <p>・昨年末、冷凍食品に従業員が意図的に農薬を混入した事件が発生したことを踏まえ、食品事業者は「食の安全」は無論のこと「食品防御」の対応を徹底しなければなりません。</p> <p>平成24年3月に厚生労働科学研究班が示した「食品防御対策ガイドライン」等に基づき自施設用に変更追加して取り組んではおりますが、多角的視点から施設指導をされる食品衛生監視員による監視指導に際して「食品防御」の取り組みについて助言をお願いしたい。</p> <p>(6) エの関係</p> <p>・「不当景品類及び不当表示防止法」に基づく指導に、新たに事業者への啓発が盛り込まれましたが、「優良誤認」にかかる内容等については消費者庁が対応した事例等、具体的な内容を踏まえて啓発願います。</p> | <p>・本計画は、食品衛生法第24条の規定により、本県の地域の実情を踏まえ、飲食に起因する県民の衛生上の危害を防止し、県民の健康の保護を図ることを目的としています。</p> <p>・「食品防御」について、一般的には、事業者の危機管理の一環として対応いただくべきと考えますが、通常の監視指導時においてもガイドラインの周知を行っていきたいと考えております。</p> <p>・生活環境部と連携して、県政出前講座や講習会等の機会を捉え情報提供を行ってまいります。</p> |
| 3 立入検査 | <p>・新たに季節営業や簡易な施設の立入検査を人員が少ないなかで特別に行う計画に敬意を表します。</p> <p>出店者が食品等事業者ではない事例もありますので、季節営業やイベント用簡易な施設に関する施設及び取扱基準・遵守事項など事前によく理解いただくための対応も必要ではないでしょうか。</p> | <p>・イベント等にかかる営業許可申請及び食品提供施設開設届の受付時には、県で作成したリーフレット等を活用し、各保健所において必要な指導を行っております。</p> |

| | | |
|---------------------------|--|--|
| <p>4 食品等の試験 検査</p> | <p>4-1 (3) オの関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物混入事件等が発生すると模倣犯が現れたり、県民の方が過剰反応いたします。本県においては保健所内に毒劇物迅速検査キットの配備や専門機関での異味・異臭等を迅速に検査する体制があまり知られておりません。 県民はもとより関係者に検査体制が整備されていることを広く周知することで、不安解消等につながるのではないのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度から検査については、衛生研究所に一元化されることになりました。 ・毒物劇物迅速検査キットの配備や専門機関での検査体制については、出前講座や講習会等で広く周知してまいります。 |
| <p>5 重点監視指導 項目</p> | <p>(2) イ、ウの関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模調理施設以外でも社会福祉施設、医療施設、教育関係施設内での食中毒、特にノロウイルス食中毒予防に重点を置かれておられるので監視指導と併せて効率的・効果的講習会の開催対応などをお願いいたします。 さらに啓発資材として日本語が得意ではない外国人むけに茨城県が独自に作成されたリーフレットは大変効果的ですので、引き続きの発行等をお願いいたします。 <p>(2) キの関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー物質を含む食品に関する対応は教育現場を始め食品事業者は非常に苦慮しています。 引き続き確認等のご指導を強化いただくとともに、製造・加工所以外の食品取扱関係者にアレルギー物質を含む食品に関する知識の啓発や最新情報の発信に取り組んで下さい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各保健所の実情を踏まえ、ノロウイルス食中毒を予防するための講習会等を計画的に実施してまいります。 ・外国人向けリーフレットについては、引き続き作成し、周知に努めてまいります。 ・通常の監視指導や講習会のほか、「いばらき食の安全情報 WebSite」を活用しアレルギー物質に関する最新の情報等を発信しております。 |
| <p>6 食品表示の適 正化の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・食品適正表示の指導に対してはワンストップで多くの法にまたがる事例でも迅速に対応いただき、食品営業関係者は大変心強く、新たな出前講座も効果的と評価させていただきます。引き続き対応をお願いします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度も関係者からの求めに応じて、可能な範囲で「食品表示出前講座」に職員を派遣してまいります。 |

| | | |
|-------------------------------|--|---|
| | <p>(4) の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示の一元化に向けた情報提供を細やかに実施して下さい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の策定状況を注視し、適時、必要な情報を提供いたします。 |
| 7 計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーションの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報提供・リスクコミュニケーションの機会をつくって下さい。 <p>(6) の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・百貨店でメニュー表示等が問題となり、消費者庁でもガイドライン等を作成されておりますが、ケースバイケースの個別事例で判断対応が迫られますので、「不当景品類及び不当表示防止法」にかかる相談窓口の充実強化を関係機関に働きかけて下さい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて関係団体との連携を図り「意見交換会」を開催するほか、「食品衛生フェア」の活用や「県政出前講座」を通じてリスクコミュニケーションを推進してまいります。 ・ご要望については、相談窓口（消費生活センター等）の主管課（生活文化課）にお伝えいたします。 |
| 8 一斉取締り | <p>(1) の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末一斉取締りにおいて、ノロウイルス対策指導が実施されますが、ノロウイルス指導は重点監視指導項目ですので年間を通して指導の充実強化をお願いします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ノロウイルス対策については、重点監視指導項目としておりますので、年間を通して指導してまいります。 |
| 9 違反を発見した場合の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・特になし | |
| 10 食中毒等健康被害発生時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・特になし | |
| 11 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導 | <p>(6) の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性を向上させるため世界的に導入が進められているハサップシステムを食品事業者、県民の皆様に理解いただくことが重要なことから、システム導入のメリット等を広く普及啓発してまいりますので、ご指導・ご支援をお願いします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県としても「いばらきハサップ認証事業」を推進しておりますので、関係団体と連携を強化し、広く普及啓発を行って行きたいと考えております。 |

| | | |
|-------------------------------|---|--|
| <p>12 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上</p> | <p>(2) の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フードチェーン全体から食品の各段階における安全確保を担う従業者の資質の向上を目指した取り組みを強化して下さい。 ・食品衛生責任者の未設置の施設が見受けられます。関係諸団体と連携を密にして未設置施設のないよう指導願います。実務者講習に際しては最新の情報伝達が求められますので引き続きご指導・ご支援をお願いします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、全庁的な対応を図るため、監視指導計画以外に生産から消費に至るフードチェーンの各段階における一貫した食の安全・安心確保に取り組むため「茨城県食の安全・安心確保基本方針」の施策の体系毎の具体的な行動計画にあたる「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」を定め総合的な食の安全対策を推進しています。具体的な取り組みについては、アクションプランに記載しております。 ・食品衛生責任者（有資格者）については、未設置が確認されれば、有資格者を設置するよう指導を強化しており、関係団体とも連携してまいります。実務者講習については、資質の向上を図るため、平成 26 年度の開催についても引き続き関係団体を支援してまいります。 |
|-------------------------------|---|--|